

第17回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時 平成28年9月28日(水曜日) 午前10時
(受付開始時刻:午前9時30分)

場所 東京ミッドタウン・タワー4階
カンファレンス Room1~3
東京都港区赤坂9-7-2
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

目次

第17回定時株主総会招集ご通知	3
(添付書類等)	
事業報告	4
連結計算書類	26
計算書類	36
監査報告書	44
株主総会参考書類	47
ご参考	55

資源節約のため、当日ご出席の際はこの「招集ご通知」をお持ちくださいますよう、お願い申し上げます。
株主総会でのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社アイスタイル 証券コード: 3660

Istyle

株主の皆さまへ

株主の皆さまには平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第17期（2016年6月期）は、各事業が着実に成長した1年となりました。2013年10月に発表した中期経営計画の最終年度でもあり、計画を大きく上回って予算を達成することができました。社員一人一人の力の積み重ねに加え、株主の皆さまをはじめとするステークホルダーの方々のご支持・ご支援によるものだと考えております。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

次の中期経営計画は、「Road to 2020」と題しさらにチャレンジングな数値を掲げました。2020年に売上高500億円、営業利益70億円を目指していきます。これは、トップダウンではなく、メンバーたちと時間をかけ、話し合いを繰り返しながら策定した数値です。

今期、第18期（2017年6月期）は、その中期経営計画の初年度になります。今までの事業の延長ではなく、新たな事業に対し投資のアクセルを加速させます。増収減益の計画となりますが、より多くの可能性を将来につなげていく大事な一年にしたいと考えています。

創業以来、「生活者中心の市場創造」が当社のビジョンです。生活者の視点で未来を創造し、マーケットの仕組みに反映していくことを大事にしています。私たちだからこそできる、皆さまに必要とされるサービスの創出に引き続き取り組んでまいります。

株主の皆さまには、今後とも当社グループへの変わらぬご理解・ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2016年9月

代表取締役社長 兼 CEO

吉松 徹 郎

中期経営計画「Road to 2020」

2020年6月期 経営目標

売上高 ▶ 500億円 営業利益 ▶ 70億円

重点施策

1 BeautyPlatformの収益化促進

美容にかかわる全ての情報に出会える場所がビューティプラットフォーム、@cosme。このプラットフォームを強化し、利用者の活動を促進することで収益化を図ります。

2 店舗の全国展開

多様な店舗業態の開発実績をベースに、出店スピードを加速して全国に店舗を展開していきます。

3 グローバル展開

マーケティング、EC、店舗、卸売など、@cosmeのビジネスモデルを、その国にあったそれぞれの戦略で展開し、グローバル化を加速します。

アイスタイルが実現したい世界

@cosmeを通じて、
モノとヒトがつながる、場所とヒトがつながる、
ヒトとヒトがつながる世界を実現していきます。

東京都港区赤坂一丁目12番32号
株式会社アイスタイル
代表取締役社長 吉松徹郎

第17回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年9月27日（火曜日）午後6時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年9月28日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区赤坂9-7-2 東京ミッドタウン・タワー4階
カンファレンス Room1～3
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項	第17期（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項	第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 当社従業員並びに当社子会社取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以上

▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますよう、お願い申し上げます。なお、株主総会参考書類、並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト ([http:// www.istyle.co.jp/](http://www.istyle.co.jp/)) に掲載させていただきます。

【事業説明会のご案内】

本総会終了後、同会場にて当社へのご理解をより深めていただくため事業説明会を開催いたします。お時間の許す株主様には、株主総会とあわせてご出席くださいますよう、ご案内申し上げます。

[添付書類]

事業報告 (平成27年7月1日から平成28年6月30日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

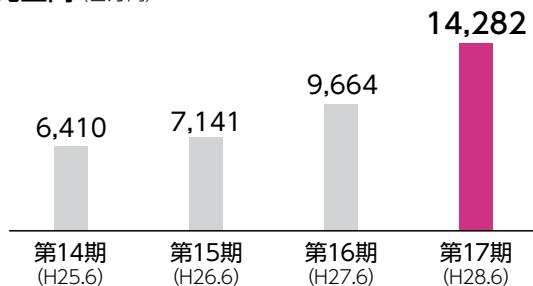
連結業績ハイライト

BtoB、BtoC向けの月額課金サービスの成長や、店舗の売上拡大、海外事業の急伸により、売上高は前年比47.8%の増収となりました。

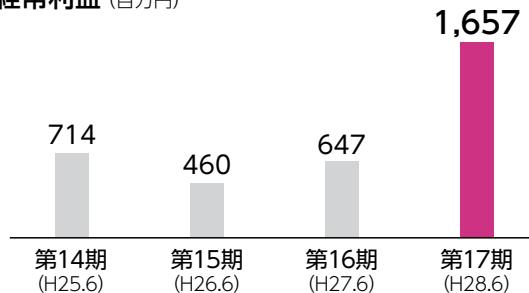
売上増に加え、インドネシアの子会社の売却益計上もあり、親会社株主に帰属する当期純利益は263.5%増の12.7億円と、予算を大きく上回って達成いたしました。

売上高 14,282 百万円 (前年比47.8%増)	経常利益 1,657 百万円 (前年比156.1%増)
営業利益 1,751 百万円 (前年比174.6%増)	親会社株主に帰属する当期純利益 1,274 百万円 (前年比263.5%増)

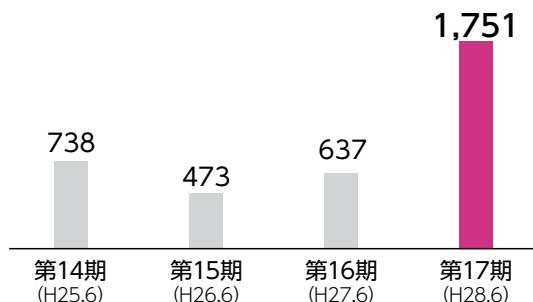
■ 売上高 (百万円)



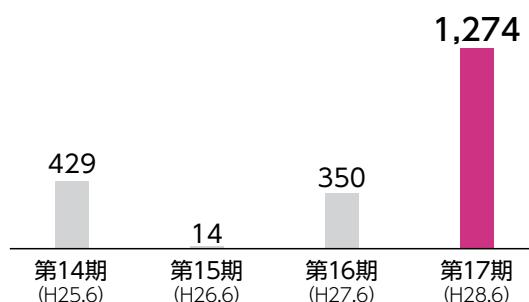
■ 経常利益 (百万円)



■ 営業利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



(注) 本事業報告中の記載金額は、昨年度の表示方法から変更し、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

マーケティング事業

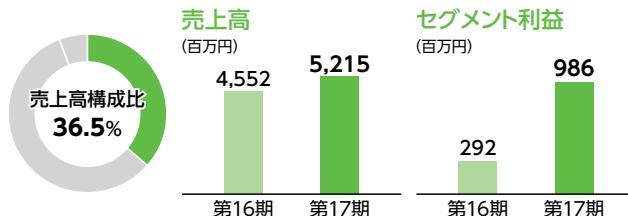
売上高 **5,215**百万円
(前年比14.6%増)

セグメント利益 **986**百万円
(前年比237.1%増)

当セグメントには、国内外でのマーケティング事業、及び個人ユーザー向けサービス等が属しております。

主要サイトである「@cosme」においては、タイアップ広告を中心とするブランディングサービスや、月額固定料金で提供しているブランドファンクラブのサービスの販売が順調に伸びました。

また、個人ユーザー向けのサービスにおいては、サンプルサイズ美容商品を毎月お届けするブルームボックスを中心に会員の獲得が順調に進み、収益が増加いたしました。



小売事業

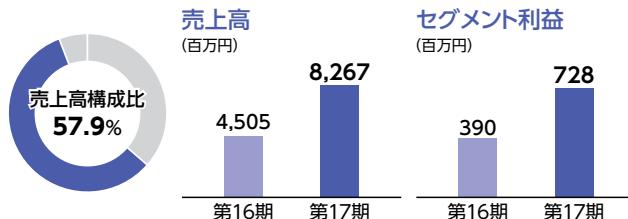
売上高 **8,267**百万円
(前年比83.5%増)

セグメント利益 **728**百万円
(前年比86.4%増)

当セグメントには、国内外における化粧品ECサイトの運営、化粧品専門店「@cosme store」の運営、海外向けの化粧品卸売事業が属しております。

国内の化粧品EC販売においては、記事コンテンツの拡充や取扱いブランドの増加、キャンペーンの開催等により売上が大きく伸びました。

化粧品専門店の運営においては、平成27年10月に溝の口に新店舗を出店した他、平成28年には関西エリアで3店舗、九州エリアで1店舗オープンし、新規出店のスピードを加速してまいりました。新規店舗の売上への貢献はまだ小さいものの、既存店の売上が引き続き好調に推移し業績を牽引いたしました。



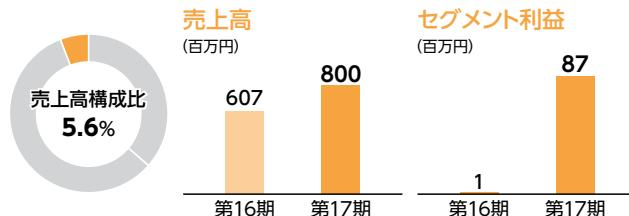
中国での化粧品のEC販売や、中国企業への化粧品卸売においては、越境EC市場の拡大に伴い売上が急増いたしました。しかし、平成28年4月上旬より税制が変更した影響もあり、第4四半期の売上は落ち込みが見られました。

美容事業支援事業

売上高 **800**百万円
(前年比31.7%増)

セグメント利益 **87**百万円
(前年は1百万円)

当セグメントには、エステサロン情報を提供する「ispot」、美容業界に特化した求人サービスを提供する「アットコスメキャリア」等が属しております。美容事業支援事業においては、営業体制の見直し等を進めた結果、既存サービスの売上が増加いたしました。



投資育成事業

当セグメントには、創業間もない企業も含め幅広い成長ステージの企業に投資する投資育成事業が属しております。当連結会計年度におきましては、保有株式の売却はなく(売上高実績なし)、セグメント損失は63百万円となりました。

平成28年6月期の新規出店※の状況



▶ 事業報告

(2) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は735百万円であり、その主な内容は、当社及び子会社である株式会社アイスタイルビューティソリューションズにおけるソフトウェア開発に伴う投資であります。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、創業当初より化粧品・美容の総合サイト「@cosme」を中核に事業を展開してまいりました。現在では「@cosme」は20～30代の女性の過半数以上が毎月利用するサイトにまで成長いたしました。

しかしながら、目まぐるしく環境が変化するインターネット業界においては、新たなユーザーニーズやクライアントの課題に添えていくことが今後の継続的な発展に必要なだと考えております。

当社グループでは、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業発展を図る方針です。

①領域の拡大

対象領域を化粧品に限らず拡大し、女性が求める幅広い「Beauty」に出会える場所を創出することが、今後の事業の発展にとって不可欠であると考えております。外部事業者との連携も視野に、事業領域の拡大を図ってまいります。

②サービスの拡大

今までの枠に囚われず、美容領域で活動する企業や個人事業主、関心のある生活者といった幅広い層にサービスを提供していくことが必要だと認識しております。多様な企業や人が集い、活動できるビューティプラットフォームの構築を推進してまいります。

③海外展開

中国をはじめとするアジア各国の経済成長は著しく、それに伴い美容関連市場も今後より拡大すると見込んでおります。当社グループの成長を加速する上で、海外における事業展開は必須であり、日本で培った資産をベースに、各国の状況に応じたサービスを展開してまいります。

④経営基盤の強化

環境変化へ迅速に対応するために、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。最適な組織体制により、経営の効率化・迅速化を図ってまいります。

また、今後事業がグローバルに拡大するステージにおいて、グループを横断した内部統制の整備・向上が必要不可欠と考えております。コーポレートガバナンスにも積極的に取り組むことで、強固な経営基盤の構築を進めてまいります。

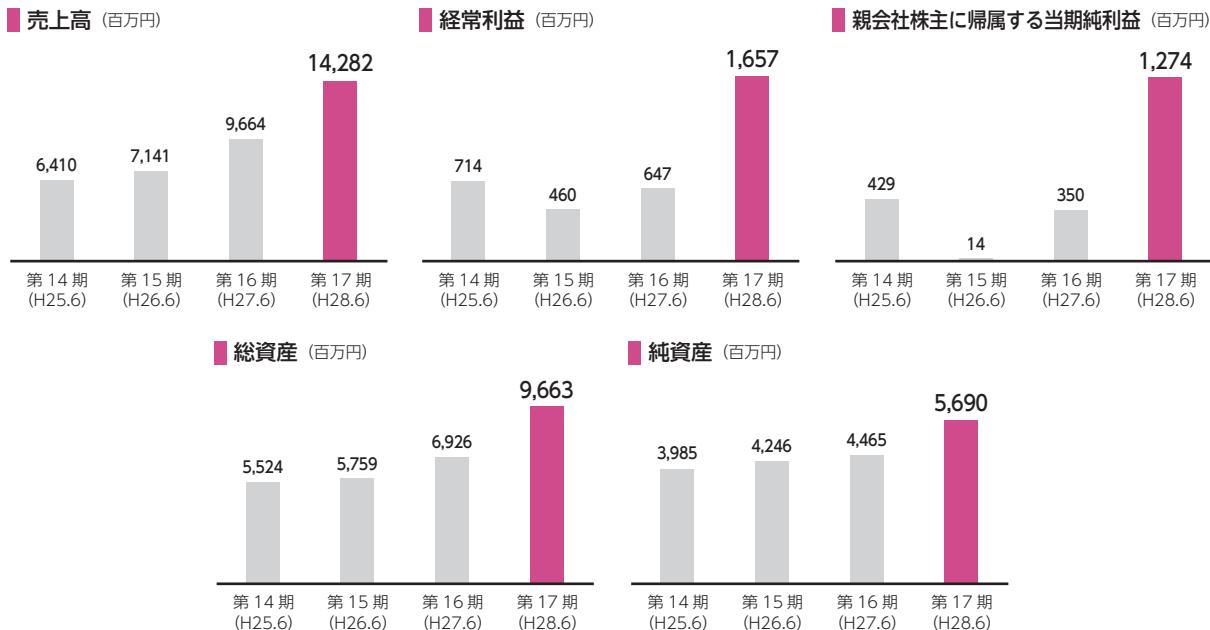
(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第14期 平成25年6月期	第15期 平成26年6月期	第16期 平成27年6月期	第17期 平成28年6月期
売上高	6,410百万円	7,141百万円	9,664百万円	14,282百万円
経常利益	714百万円	460百万円	647百万円	1,657百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	429百万円	14百万円	350百万円	1,274百万円
1株当たり当期純利益	32.26円	0.97円	24.38円	22.10円
総資産	5,524百万円	5,759百万円	6,926百万円	9,663百万円
純資産	3,985百万円	4,246百万円	4,465百万円	5,690百万円
1株当たり純資産額	273.14円	286.83円	309.98円	97.60円

(注) 1. 企業結合に関する会計基準(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

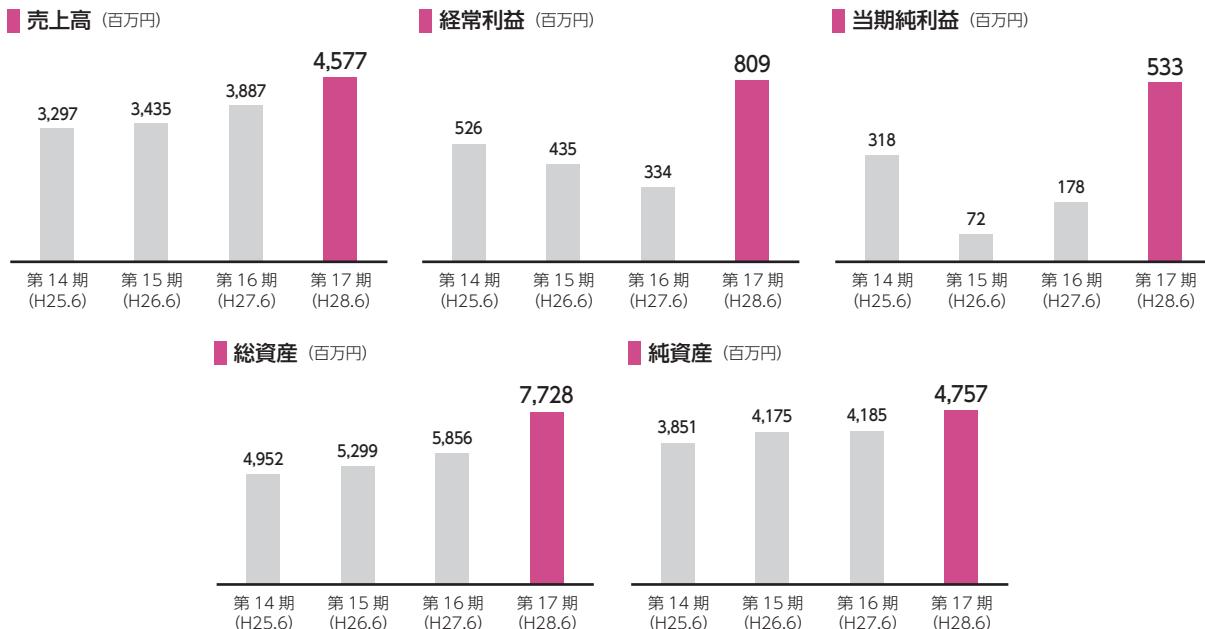
2. 当社は、平成27年10月1日付、平成28年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第17期の期首時点で行われたと仮定して算定しております。



②当社の財産及び損益の状況

	第14期 平成25年6月期	第15期 平成26年6月期	第16期 平成27年6月期	第17期 平成28年6月期
売上高	3,297百万円	3,435百万円	3,887百万円	4,577百万円
経常利益	526百万円	435百万円	334百万円	809百万円
当期純利益	318百万円	72百万円	178百万円	533百万円
1株当たり当期純利益	23.91円	4.89円	12.41円	9.24円
総資産	4,952百万円	5,299百万円	5,856百万円	7,728百万円
純資産	3,851百万円	4,175百万円	4,185百万円	4,757百万円
1株当たり純資産額	266.15円	283.58円	290.41円	81.60円

(注) 当社は、平成27年10月1日付、平成28年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第17期の期首時点で行われたと仮定して算定しております。



(10) 主要な事業内容（平成28年6月30日現在）

マーケティング事業：国内外でのマーケティング事業、プレミアム会員向けサービス等

小売事業：国内外における化粧品ECサイトの運営、化粧品専門店「@cosme store」の運営、海外向けの化粧品卸売事業

美容事業支援事業：エステサロン情報を提供する「ispot」、美容業界に特化した求人サービスを提供する「アットコスメキャリア」等

投資育成事業：創業間もない企業も含め幅広い成長ステージの企業に投資する投資・育成事業

(11) 重要な子会社の状況（平成28年6月30日現在）

名 称	資本金	主要な事業の内容	出資比率
(連結対象子会社)			
株式会社コスメ・コム	60百万円	化粧品のインターネット販売	100.0%
株式会社コスメネクスト	95百万円	化粧品専門店「@cosme store」の運営	100.0%
株式会社アイスタイルビューティソリューションズ	98百万円	サロン（エステサロン、ネイルサロン等）、ヘアサロン、クリニック等の店舗情報掲載サイト「ispot」の運営	100.0%
株式会社アイスタイルキャピタル	10百万円	国内外の美容領域で活躍する企業を中心とした投資・育成事業	100.0%
株式会社アイスタイルトレーディング	50百万円	化粧品卸売、小売及び輸出入事業	100.0%
株式会社アイスタイルキャリア	51百万円	化粧品・美容業界専門の求人サイト「アットコスメキャリア」の運営	100.0%
株式会社ISパートナーズ	10百万円	美容領域のデジタルコンテンツの制作・運営・編集	100.0%
株式会社メディア・グローブ	10百万円	女性誌、美容誌、女性系WEBサイトに向けた化粧品のPR活動	79.5%
istyle China Co., Limited	70百万円	中国における化粧品メーカー向けのコンサルティング、マーケティング支援	100.0%

名称	資本金	主要な事業の内容	出資比率
istyle Global (Singapore) Pte. Limited	3百万 シンガポール ドル	東南アジア展開におけるアライアンス、事業投資及びシステム開発	100.0%
istyle Global (Hong Kong) Co., Limited	9百万 香港ドル	海外における化粧品卸売、EC事業	100.0%

(注) 当連結会計年度に、株式会社アイスタイルビューティソリューションズを分割会社とする新設分割により設立された株式会社アイスタイルキャリアを子会社を含めております。

当連結会計年度に、PT. Creative Visions Indonesiaの全株式を譲渡したことにより、同社を子会社から除外しております。

当連結会計年度に、株式会社メディア・グローブの株式を取得したことにより、同社を子会社を含めております。

当連結会計年度より、新たに設立した株式会社ISパートナーズを子会社を含めております。

(12) 主要な営業所及び従業員の状況 (平成28年6月30日現在)

①主要な営業所

(i) 当社

本 社 : 東京都港区

(ii) 子会社

株式会社コスメ・コム : 東京都港区

株式会社コスメネクスト : 東京都港区

株式会社アイスタイルビューティソリューションズ : 東京都港区

株式会社アイスタイルキャピタル : 東京都港区

株式会社アイスタイルトレーディング : 東京都港区

株式会社アイスタイルキャリア : 東京都港区

株式会社ISパートナーズ : 東京都港区

株式会社メディア・グローブ : 東京都港区

istyle China Co., Limited : 中国

istyle Global (Singapore) Pte. Limited : シンガポール

istyle Global (Hong Kong) Co., Limited : 香港

②従業員の状況

(i) 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
マーケティング事業	289 (17) 名	32 (9) 名
小売事業	127 (17) 名	53 (3) 名
美容事業支援事業	115 (5) 名	38 (－) 名
投資育成事業	1 (－) 名	－ (－) 名
合計	532 (39) 名	123 (12) 名

(注) 従業員数は、就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間の平均人数を（外数）で記載しております。

(ii) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
251(16) 名	39(9) 名	33.9歳	3.0年

(注) 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間の平均人数を（外数）で記載しております。

(13) 主要な借入先の状況（平成28年6月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,130百万円
株式会社三井住友銀行	433百万円
株式会社日本政策投資銀行	242百万円
株式会社みずほ銀行	113百万円
株式会社りそな銀行	87百万円
日本生命保険相互会社	50百万円

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

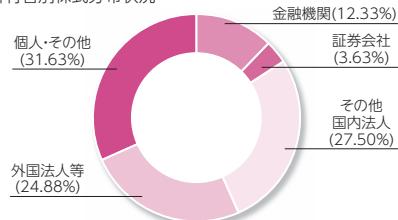
2 会社の株式に関する事項（平成28年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 164,000,000株

(2) 発行済株式の総数 60,528,400株

(3) 株主数 7,723名

所有者別株式分布状況



(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
吉松 徹郎	7,228,932株	12.50%
株式会社ワイ	6,112,000株	10.57%
ヤフー株式会社	5,846,400株	10.11%
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT	5,267,100株	9.11%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,469,600株	4.27%
学校法人都築俊英学園	2,111,600株	3.65%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,267,000株	2.19%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,239,130株	2.14%
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	1,090,000株	1.88%
THE BANK OF NEW YORK 133652	1,089,600株	1.88%

- (注) 1 持株比率は、自己株式（2,709,740株）を控除して計算しております。
 2 役員所有する持株数は、当社役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数
第4回新株予約権	1,063個	850,400株 (新株予約権1個につき普通株式800株)
第5回新株予約権	40個	32,000株 (新株予約権1個につき普通株式800株)
第6回新株予約権	4,000個	1,600,000株 (新株予約権1個につき普通株式400株)
第7回新株予約権	899個	359,600株 (新株予約権1個につき普通株式400株)
第8回新株予約権	11,460個	2,292,000株 (新株予約権1個につき普通株式200株)
第9回新株予約権	48,000個	9,600,000株 (新株予約権1個につき普通株式200株)
第10回新株予約権	650個	130,000株 (新株予約権1個につき普通株式200株)
第11回新株予約権	150個	30,000株 (新株予約権1個につき普通株式200株)
第12回新株予約権	100個	20,000株 (新株予約権1個につき普通株式200株)
第13回新株予約権	500個	50,000株 (新株予約権1個につき普通株式100株)

当社取締役、その他の当社役員の保有する新株予約権の区分別合計

区分	回次 (行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第4回 (50円)	平成24年10月30日～ 平成32年9月16日	956個	3名
	第6回 (136円)	平成27年10月1日～ 平成31年9月30日	3,400個	5名
	第8回 (397円)	平成28年10月1日～ 平成32年9月30日	2,160個	3名
	第9回 (397円)	平成28年10月1日～ 平成37年9月30日	48,000個	1名
社外取締役	第8回 (397円)	平成28年10月1日～ 平成32年9月30日	360個	1名

- (注) 1 新株予約権の数は、当初発行数から退職による消滅、行使による減少があります。
 2 当社は、平成23年12月16日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。平成24年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。平成27年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。平成28年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
 3 監査役が保有する新株予約権等はありません。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の状況

区 分	回次 (行使価額)	行使期間	個 数	交付者数
当社従業員	第8回 (397円)	平成28年10月1日～ 平成32年9月30日	8,460個	35名
当社子会社役員 及び従業員	第8回 (397円)	平成28年10月1日～ 平成32年9月30日	600個	4名
当社従業員	第10回 (516円)	平成29年10月17日～ 平成32年10月16日	450個	9名
当社子会社従業員	第10回 (516円)	平成29年10月17日～ 平成32年10月16日	200個	4名
当社従業員	第11回 (544円)	平成29年11月5日～ 平成32年11月4日	100個	1名
当社子会社従業員	第11回 (544円)	平成29年11月5日～ 平成32年11月4日	50個	1名
当社従業員	第12回 (1,031円)	平成30年1月19日～ 平成33年1月18日	100個	1名
当社従業員	第13回 (968円)	平成30年5月24日～ 平成33年5月23日	500個	2名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年6月30日現在）

地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉 松 徹 郎	株式会社コスメ・コム 取締役 株式会社コスメネクスト 取締役 株式会社アイスタイルビューティソリューションズ 取締役 株式会社アイスタイルトレーディング 取締役 株式会社アイスタイルキャピタル 取締役 株式会社アイスタイルキャリア 取締役 株式会社I Sパートナーズ 取締役 株式会社メディア・グローブ 取締役 UTグループ株式会社 社外取締役 株式会社ノンストレス 社外取締役 istyle Global (Hong Kong) Co., Limited 取締役 istyle Global (Singapore) Pte. Limited 取締役 istyle China Co., Limited 董事
取 締 役	原 芽由美	株式会社I Sパートナーズ 代表取締役 株式会社メディア・グローブ 取締役
取 締 役	菅 原 敬	株式会社アイスタイルキャピタル 代表取締役 株式会社アイスタイルトレーディング 取締役 株式会社iSGSインベストメントワークス 取締役 istyle Global (Hong Kong) Co., Limited 取締役 istyle Global (Singapore) Pte. Limited 代表取締役 istyle China Co., Limited 監事
取 締 役	佃 慎一郎	株式会社アイスタイルビューティソリューションズ 取締役 株式会社ビービット 取締役
取 締 役	高 松 雄 康	株式会社オープンエイト 代表取締役 OPEN 8 Singapore Pte.Ltd. 代表取締役
取 締 役	那 珂 通 雅	あすかアセットマネジメント株式会社 取締役 株式会社ジーニー 取締役 プリバント少額短期保険株式会社 取締役 株式会社eWell 取締役

常勤監査役	原 陽 年	
監査役	都 賢 治	税理士法人アルタス 代表社員 株式会社アルタス 代表取締役 株式会社グロービス 監査役 トレンダーズ株式会社 監査役 株式会社チームスピリット 取締役 株式会社グライダーアソシエイツ 監査役
監査役	中 森 真紀子	中森公認会計士事務所 所長 株式会社ロコンド 監査役 M&Aキャピタルパートナーズ株式会社 監査役 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 監査役 株式会社ネクスト 監査役 株式会社チームスピリット 監査役

- (注) 1 取締役 那珂通雅氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2 監査役 原陽年氏、都賢治氏、中森真紀子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3 監査役 都賢治氏は税理士、原陽年氏及び中森真紀子氏は公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4 当社は、取締役 那珂通雅氏、監査役 原陽年氏、都賢治氏、中森真紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、取締役 那珂通雅氏は、株式会社ジーニーの取締役を兼任しており、同社と当社とは営業取引を行っておりますが、当該取引は、当社グループ連結の売上高に占める割合が1%未満であり、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。また、監査役 都賢治氏は株式会社グロービスの監査役を兼任しており、同社と当社とは営業取引を行っておりますが、当該取引は、当社グループ連結の販売費及び一般管理費に占める割合が1%未満であり、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。また、監査役 中森真紀子氏は、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の監査役を兼任しており、同社と当社とは営業取引を行っておりますが、当該取引は、当社グループ連結の販売費及び一般管理費に占める割合が1%未満であり、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は取締役 佃慎一郎、高松雄康、那珂通雅の3氏及び監査役全員と責任限定契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役	6名（うち社外 1名）	107百万円（うち社外 3百万円）
監 査 役	3名（うち社外 3名）	14百万円（うち社外 14百万円）

- (注) 1 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2 取締役の報酬限度額は、平成23年12月15日開催の臨時株主総会決議において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3 監査役の報酬限度額は、平成16年9月28日開催の第5回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役 那珂通雅は、株式会社ジーニーの取締役を兼任しており、同社と当社は営業取引を行っております。なお、あすかアセットマネジメント株式会社、プリバント少額短期保険株式会社、株式会社eWellにつきましては、当社との取引関係はありません。監査役 都賢治は株式会社グロービスの監査役を兼任しており、同社と当社は営業取引を行っております。なお、税理士法人アルタス、株式会社アルタス、トレンダーズ株式会社、株式会社チームスピリット及び株式会社グライダーアソシエイツにつきましては、当社との取引関係はありません。監査役 中森真紀子は、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の監査役を兼務しており、同社と当社は営業取引を行っております。なお、中森公認会計士事務所、株式会社口コンド、M&Aキャピタルパートナーズ株式会社、株式会社ネクスト及び株式会社チームスピリットにつきましては、当社との取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	那 珂 通 雅	当該事業年度における取締役会28回全てに出席し、経験豊富な会社経営者としての見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	原 陽 年	当該事業年度における取締役会28回全てに出席し、また、監査役会13回全てに出席し、経験豊富な公認会計士としての見地から適宜発言を行っております。
	都 賢 治	当該事業年度における取締役会28回全てに出席し、また、監査役会13回全てに出席し、経験豊富な会社経営者と税理士としての見地から適宜発言を行っております。
	中 森 真紀子	当該事業年度における取締役会28回全てに出席し、また、監査役会13回全てに出席し、経験豊富な公認会計士としての見地から適宜発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び監査役会の報酬等の同意をした理由

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 25百万円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 会社の体制及び方針

職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 当社は、監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっております。また取締役が他の取締役の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることといたします。
 - (ii) 取締役会については、「取締役会規程」に基づき、定期又は必要に応じて随時の適切な運営が確保されております。
 - (iii) 当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任しております。
 - (iv) 当社は、取締役及び使用人が法令等を遵守し、また企業理念にのっとった行動を取るよう、法令等の遵守に関する規程を含む社内規程を定め、コンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守の徹底を図っております。
 - (v) 当社は、法令・社内規程に基づき取締役及び使用人が職務の執行に必要と認める適切な指導監督又は教育を職制に基づいて行っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に関わる情報については、社内規程に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で本社に保存及び管理し、少なくとも10年間は取締役、監査役が閲覧可能な状態を維持していきます。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) 当社は、コンプライアンス、環境、災害及び情報セキュリティ等にかかる様々なリスクに対して、それぞれの担当部署にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応は当社経営管理本部が行うものとしたします。
 - (ii) 新たに生じたリスクについては当社の取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めま
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、法令・定款に基づき取締役会を設置しております。取締役会は、「取締役会規程」に基づき、取締役全員をもって構成し、月1回定時に開催するほか必要な都度、臨時に開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督しております。
また、取締役会とは別に常勤の取締役、監査役及び子会社代表取締役などで構成されるグループ経営会議を設置し、毎週1回定時に開催するほか必要な都度、臨時に開催し、取締役会における審議の充実と意思決定の迅速化を図っております。

- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社と子会社が相互に密接な連携のもとに、それぞれの経営の自主性を尊重しつつ、グループ全体の経営の効率化を追求し、かつ経営上の重要な案件を合理的に処理しております。
- (i) 子会社の取締役が他の取締役及び使用人の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに当社のグループ経営会議に報告し、その是正を図ることといたします。
- (ii) a. 子会社は、コンプライアンス、環境、災害及び情報セキュリティ等にかかる様々なリスクに対して、それぞれの担当部署にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び全社対応は当社経営管理本部が行うものとしていたします。
- b. 新たに生じたリスクについては当社の取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めます。
- c. 当社は、子会社のリスク管理状況を適切に確認するため、グループ経営会議において各子会社のリスクについても適宜報告を受け、その対応を検討・実施しております。
- (iii) 子会社は、法令・定款に基づき取締役会を設置しております。取締役会は、「取締役会規程」に基づき、取締役全員をもって構成し、月1回定時に開催するほか必要な都度、臨時に開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督しております。
- また、グループ経営会議に各社代表取締役が出席し経営状況を報告することで、当社が子会社の状況を把握・監督し、その適正な運営を確保しております。
- (iv) 当社は、子会社の取締役又は監査役を子会社に派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて、経営の状況を把握・監督し、その適正な運営を確保しております。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項
- (i) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて、専任又は兼任の使用人を置くこととします。
- (ii) 前項の使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとしてします。
- (iii) (i)の使用人は、監査役から直接指示を受けて業務を行うものとしてします。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、監査役に報告するための体制
- (i) 監査役は、取締役会・グループ経営会議に出席するほか、財務資料・その他事項について適宜報告を求める体制をとっております。

- (ii) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会、グループ経営会議等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行っており、取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには直ちに監査役に報告する体制となっております。
 - (iii) 取締役及び使用人は、監査役から業務に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行います。
 - (iv) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、本項に定める報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。
- ⑧ その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行います。
 - (ii) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。
 - (iii) 監査役の職務を執行するうえで必要な費用については、その請求により、速やかに支払うものとします。

(2) 当該体制の運用状況

① 内部統制システム全般

企業集団における業務の適正を確保するために、グループ横断的な規程の策定、グループ会社への取締役及び監査役の派遣、内部監査室による定期的な業務監査・内部統制監査を実施し、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用を行いました。また、上記各体制のもとで業務の適正を確保することにより、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制についても、内部監査室による評価を実施し、平成28年6月期においては、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認いたしました。

② コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を推し進めるため、「コンプライアンス規程」に基づき、経営管理部門担当役員を責任者とするコンプライアンス委員会を設置しております。代表取締役の諮問機関として、当社及びグループ会社のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の立案・実施を行うとともに、その一環として経営管理本部法務室で実施する入社時研修の他、各事業部においても景品表示法、医薬品医療機器法等、当社の事業に密接な法律の研修を適宜実施いたしました。

③ リスク管理

内部統制システムに関する基本的な考え方に従い、リスク管理体制の維持・向上を図っております。リスク管理状況については、内部監査室が監査を行い、その結果は、代表取締役社長及び監査役に報告される体制をとっており、常にリスク管理体制の維持・向上を図るとともに、リスクが現実化した場合や自然災害等に備えて、緊急連絡網の整備及び事業継続計画の策定等、危機管理に対する体制も備えております。さらに当社では内部通報制度を設けており、通報された内容は、外部顧問弁護士の協力を得て十分な調査、検討を行い、適切に処理をすることとしております。

④ 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社のグループ経営推進本部にて子会社の経営管理体制を整備、統括しております。また、「関係会社管理規程」を定めているほか、当社と子会社との間で締結した経営契約に則り同契約が定める事前協議事項について、子会社から事前に承認申請又は報告を受ける体制を整えております。

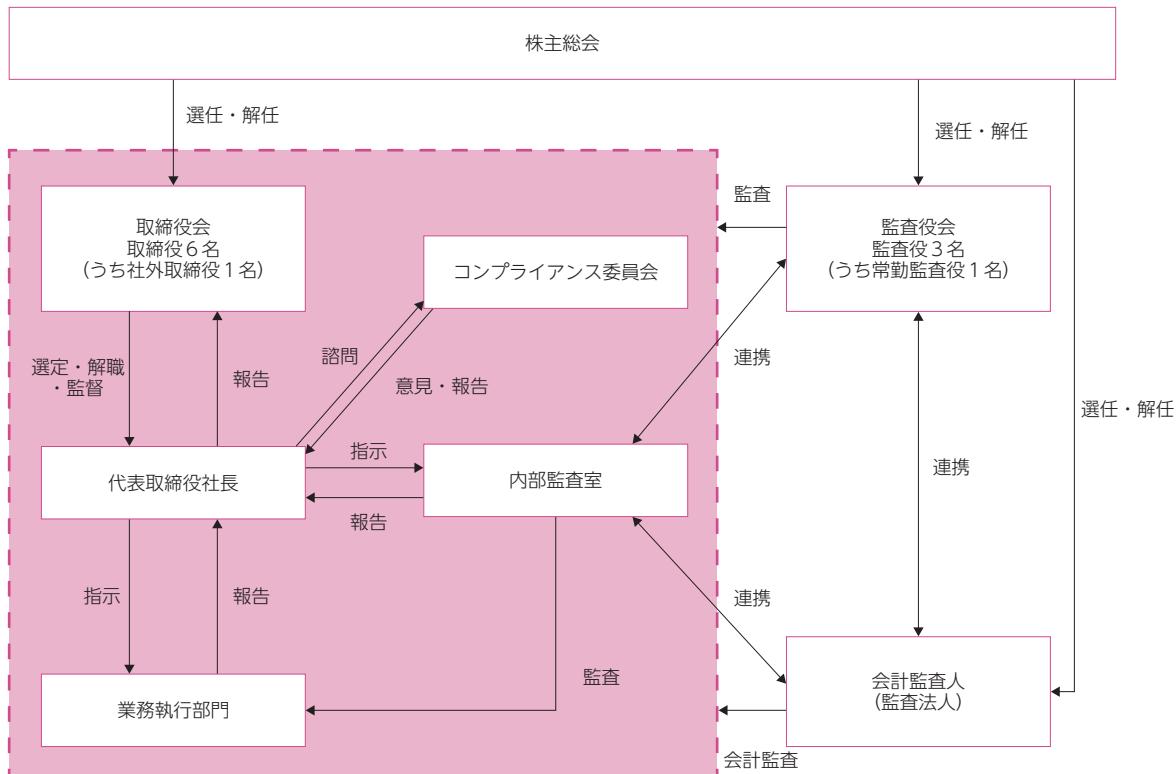
⑤ 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき原則月1回取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、当社グループの業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行いました。また、取締役会で決定した方針に基づき、効果的な職務執行が行われるよう、月次で「グループ予算会議」、週次で「グループ経営会議」を開催し、各事業部からの経営上の重要な情報の正確かつ迅速な収集・伝達を行い、業務執行状況や事業環境の分析・将来予測、投資判断等に関わる十分な議論を行いました。また、グループウェアの導入などITシステムの整備を随時行っており、意思決定の迅速化を図っております。

⑥ 監査役

当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役に対して法定の報告のみならず、当社グループの業績等、当社グループの業務状況につき、定期的又は当社の監査役からの要請に応じて報告を行っております。監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役によるグループ経営会議及びその他の重要会議への出席を通じて必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに、稟議書等の業務執行に関わる重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める等、より健全な経営体制と効率的な運用を図るための助言を行いました。また監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室、各事業部門、当社グループの取締役及び監査役等との情報交換に努め、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、その時々連結業績、連結純資産配当率、フリーキャッシュフロー等を総合的に勘案しながら適切な利益還元策を実施することを基本方針としております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、1株につき0.5円を期末配当として実施することといたしました。

一方、内部留保資金につきましては、企業価値を高めるための投資に活用し、経営基盤の強化と事業の拡大に繋げてまいります。

連結貸借対照表 (平成28年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	前期(ご参考)	科目	当期	前期(ご参考)
資産の部			負債の部		
流動資産	6,802	4,748	流動負債	2,553	1,834
現金及び預金	3,321	2,566	買掛金	525	498
受取手形及び売掛金	1,592	1,238	短期借入金	50	—
商品	722	412	1年内返済予定の長期借入金	591	321
営業投資有価証券	744	362	未払金	331	407
繰延税金資産	71	77	未払法人税等	457	141
その他	395	139	賞与引当金	156	73
貸倒引当金	△42	△45	繰延税金負債	—	0
固定資産	2,862	2,178	その他	441	394
有形固定資産	409	368	固定負債	1,420	627
建物	313	255	長期借入金	1,412	595
その他	95	113	繰延税金負債	—	15
無形固定資産	943	756	その他	9	17
のれん	133	77	負債合計	3,974	2,461
ソフトウェア	739	590	純資産の部		
その他	71	90	株主資本	5,353	4,071
投資その他の資産	1,510	1,053	資本金	1,609	1,591
投資有価証券	944	743	資本剰余金	1,543	1,528
繰延税金資産	34	8	利益剰余金	2,482	1,235
その他	531	302	自己株式	△281	△284
資産合計	9,663	6,926	その他の包括利益累計額	290	375
			その他有価証券評価差額金	249	259
			為替換算調整勘定	41	116
			新株予約権	39	20
			非支配株主持分	7	—
			純資産合計	5,690	4,465
			負債及び純資産合計	9,663	6,926

(注) 1 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

(注) 2 前期(ご参考)は、監査対象外です。

連結損益計算書 (平成27年7月1日から平成28年6月30日まで)

(単位：百万円)

科目	当期	前期(ご参考)
売上高	14,282	9,664
売上原価	6,106	4,043
売上総利益	8,176	5,621
販売費及び一般管理費	6,426	4,983
営業利益	1,751	637
営業外収益	14	22
受取利息	1	1
業務受託料	0	4
投資事業組合運用益	1	—
助成金収入	4	0
違約金収入	5	—
為替差益	—	12
その他	3	5
営業外費用	107	12
支払利息	7	4
為替差損	52	—
投資事業組合運用損	—	2
自己株式取得費用	—	2
持分法による投資損失	44	2
その他	4	2
経常利益	1,657	647
特別利益	177	—
関係会社株式売却益	177	—
特別損失	3	55
減損損失	—	47
投資有価証券評価損	3	5
その他	1	3
税金等調整前当期純利益	1,831	592
法人税、住民税及び事業税	569	262
法人税等調整額	△16	△21
法人税等合計	554	241
当期純利益	1,277	351
非支配株主に帰属する当期純利益	3	1
親会社株主に帰属する当期純利益	1,274	350

(注) 1 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

(注) 2 前期(ご参考)は、監査対象外です。

連結株主資本等変動計算書 (平成27年7月1日から平成28年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,591	1,528	1,235	△284	4,071
会計方針の変更による 累積的影響額		△20	2		△17
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,591	1,508	1,237	△284	4,053
当期変動額					
新株の発行	17	17			35
剰余金の配当			△29		△29
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,274		1,274
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		17		3	20
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					—
当期変動額合計	17	35	1,245	2	1,300
当期末残高	1,609	1,543	2,482	△281	5,353

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	為替換算調整 勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	259	116	375	20	—	4,465
会計方針の変更による 累積的影響額						△17
会計方針の変更を反映した 当期首残高	259	116	375	20	—	4,448
当期変動額						
新株の発行						35
剰余金の配当						△29
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,274
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						20
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△10	△75	△85	19	7	△58
当期変動額合計	△10	△75	△85	19	7	1,242
当期末残高	249	41	290	39	7	5,690

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称等

連結子会社の数 11社

主要な連結子会社の名称

株式会社コスメ・コム

株式会社コスメネクスト

株式会社アイスタイルビューティソリューションズ

株式会社アイスタイルキャピタル

株式会社アイスタイルトレーディング

株式会社アイスタイルキャリア

株式会社ISパートナーズ

株式会社メディア・グローブ

istyle China Co., Limited

istyle Global (Singapore) Pte. Limited

istyle Global (Hong Kong) Co., Limited

(注) 当連結会計年度より、株式会社アイスタイルビューティソリューションズを分割会社とする新設分割により設立された株式会社アイスタイルキャリアを連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、PT. Creative Visions Indonesiaの全株式を譲渡したことにより、同社を連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度において、株式会社メディア・グローブの株式を取得したことにより、同社を連結の範囲に含めております。

当連結会計年度より、新たに設立した株式会社ISパートナーズを連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 2社

主要な会社等の名称

株式会社オープンエイト

株式会社iSGSインベストメントワークス

(注) 当連結会計年度より、新たに株式を取得したことから、株式会社iSGSインベストメントワークスを持分法の適用範囲に含めております。

② 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

株式会社バイバース

持分法を適用しない理由

上記の持分法非適用会社は小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(i) その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(ii) たな卸資産

商品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）は定額法、それ以外については定率法を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

その他 4～15年

(ii) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年から5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(i) 貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ii) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(i) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(ii) のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

(iii) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更しております。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(3)、連結会計基準第44-5項(3)及び事業分離等会計基準第57-4項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の当連結会計年度の期首時点の累積的影響額を資本剰余金及び利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、のれん17百万円及び資本剰余金20百万円が減少するとともに、利益剰余金が2百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号)を当連結会計年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「助成金収入」は0百万円であります。

また、前連結会計年度の「営業外費用」の「投資有価証券評価損」（前連結会計年度2百万円）は、取引内容をより適切に表示するために、「投資事業組合運用損」の科目で表示しております。

4. 追加情報

（法人税率の変更等による影響）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立しました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成28年7月1日に開始する連結会計年度及び平成29年7月1日に開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異については、従来の32.3%から30.9%に、平成30年7月1日に開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異については、従来の32.3%から30.6%にそれぞれ変更されております。

この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が5百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が6百万円それぞれ増加しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 279百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 60,528,400株

（2）配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
平成27年8月12日 取締役会	普通株式	29百万円	2円	平成27年 6月30日	平成27年 9月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
平成28年8月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	29百万円	0.5円	平成28年 6月30日	平成28年 9月29日

（3）当連結会計年度末の新株予約権等（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,242,000株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しており、また設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等からの借入にて調達しております。デリバティブ取引は、行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業投資有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日となっております。短期借入金、長期借入金は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

(ii) 市場リスクの管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項並びに有価証券に関する事項

平成28年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 現金及び預金	3,321	3,321	—
② 受取手形及び売掛金	1,592		
貸倒引当金 (※)	△10		
	1,582	1,582	—
③ 営業投資有価証券	323	323	—
④ 投資有価証券	477	477	—
資産計	5,702	5,702	—
① 買掛金	525	525	—
② 短期借入金	50	50	—
③ 未払金	331	331	—
④ 未払法人税等	457	457	—
⑤ 長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	2,003	1,996	△7
負債計	3,367	3,360	△7

※受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 営業投資有価証券、④ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

- ① 買掛金、② 短期借入金、③ 未払金、④ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ⑤ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

営業投資有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式	390
② 転換社債型新株予約権付社債	31
貸倒引当金 (※)	△31
	—
合計	390

※ 転換社債型新株予約権付社債に係る貸倒引当金を控除しております。

投資有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式	232
② 投資事業組合への出資持分	236
合計	467

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産③営業投資有価証券、④投資有価証券」には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 97.60円
 (2) 1株当たり当期純利益 22.10円

(注) 当社は、平成27年10月1日付、平成28年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
 1株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表 (平成28年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	前期(ご参考)	科目	当期	前期(ご参考)
資産の部			負債の部		
流動資産	3,561	2,540	流動負債	1,559	1,062
現金及び預金	1,799	1,488	買掛金	60	67
受取手形	5	8	短期借入金	50	—
売掛金	716	549	1年内返済予定の長期借入金	591	321
営業投資有価証券	601	210	未払金	179	295
未収入金	60	104	未払法人税等	237	41
立替金	66	76	前受金	77	67
繰延税金資産	14	42	預り金	89	91
その他	301	63	賞与引当金	142	62
貸倒引当金	△1	△1	その他	134	117
固定資産	4,166	3,317	固定負債	1,412	610
有形固定資産	173	196	長期借入金	1,412	595
建物	156	177	繰延税金負債	—	15
工具、器具及び備品	17	19	負債合計	2,970	1,672
無形固定資産	740	602	純資産の部		
ソフトウェア	637	505	株主資本	4,465	3,907
のれん	58	—	資本金	1,609	1,591
その他	45	97	資本剰余金	1,563	1,528
投資その他の資産	3,253	2,519	資本準備金	1,380	1,363
投資有価証券	712	728	その他資本剰余金	183	166
関係会社株式	1,480	1,181	利益剰余金	1,575	1,071
従業員に対する 長期貸付金	4	6	その他利益剰余金	1,575	1,071
関係会社 長期貸付金	622	380	繰越利益剰余金	1,575	1,071
繰延税金資産	22	—	自己株式	△281	△284
その他	412	223	評価・換算差額等	253	258
資産合計	7,728	5,856	その他有価証券評価差額金	253	258
			新株予約権	39	20
			純資産合計	4,757	4,185
			負債及び純資産合計	7,728	5,856

(注) 1 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。
 (注) 2 前期(ご参考)は、監査対象外です。

損益計算書 (平成27年7月1日から平成28年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	当期	前期(ご参考)
売上高	4,577	3,887
売上原価	686	760
売上総利益	3,891	3,127
販売費及び一般管理費	3,089	2,835
営業利益	802	292
営業外収益	26	59
受取利息	4	3
関係会社業務受託収入	14	49
投資事業組合運用益	1	—
違約金収入	5	—
その他	1	7
営業外費用	18	17
支払利息	7	4
減価償却費	—	8
支払手数料	1	1
為替差損	8	—
投資事業組合運用損	—	2
自己株式取得費用	—	2
その他	2	0
経常利益	809	334
特別利益	4	1
抱合せ株式消滅差益	—	1
関係会社株式売却益	4	—
特別損失	3	52
減損損失	—	47
関係会社株式評価損	3	5
税引前当期純利益	810	283
法人税、住民税及び事業税	274	116
法人税等調整額	3	△11
法人税等合計	278	105
当期純利益	533	178

(注) 1 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

(注) 2 前期(ご参考)は、監査対象外です。

株主資本等変動計算書 (平成27年7月1日から平成28年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,591	1,363	166	1,528
当期変動額				
新株の発行	17	17		17
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			17	17
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	17	17	17	35
当期末残高	1,609	1,380	183	1,563

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,071	1,071	△284	3,907
当期変動額				
新株の発行				35
剰余金の配当	△29	△29		△29
当期純利益	533	533		533
自己株式の取得			△0	△0
自己株式の処分			3	20
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	504	504	2	558
当期末残高	1,575	1,575	△281	4,465

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	258	258	20	4,185
当期変動額				
新株の発行				35
剰余金の配当				△29
当期純利益				533
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				20
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△5	△5	19	14
当期変動額合計	△5	△5	19	573
当期末残高	253	253	39	4,757

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物(建物附属設備を除く)は定額法、それ以外については定率法を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

その他 4～8年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年から5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。

また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(3)及び事業分離等会計基準第57-4項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の当事業年度の期首時点の累積的影響額をその他資本剰余金及び繰越利益剰余金に加減する方法を採用しております。

なお、当事業年度において計算書類及び1株当たり情報に与える影響額は軽微であります。

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号)を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これにより計算書類に与える影響額はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度の「営業外費用」の「投資有価証券評価損」(前事業年度2百万円)は、取引内容をより適切に表示するために、「投資事業組合運用損」の科目で表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	404百万円
短期金銭債務	30百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 91百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	56百万円
仕入高	103百万円
販売費及び一般管理費	0百万円
営業取引以外の取引による取引高	18百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数

普通株式	2,709,740株
------	------------

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	58百万円
関係会社株式	25百万円
預り金(ポイント)	22百万円
賞与引当金	38百万円
営業投資有価証券	11百万円
未払事業税	18百万円
その他	18百万円
繰延税金資産小計	191百万円
評価性引当額	△43百万円
繰延税金資産合計	147百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△112百万円
繰延税金負債合計	△112百万円
繰延税金資産の純額	36百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立しました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成28年7月1日に開始する事業年度及び平成29年7月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、従来の32.3%から30.9%に、平成30年7月1日に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、従来の32.3%から30.6%にそれぞれ変更されております。

この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が3百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が10百万円、その他有価証券評価差額金が6百万円それぞれ増加しております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

本社の事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係(注) 1	取引の内容	取引金額(百万円)(注) 2	科目	期末残高(百万円)(注) 2
子会社	株式会社 コスメ・コム	(所有) 直接 100.0	役員の派遣 施設の賃貸借等	業務受託収入	4	未収入金	6
	株式会社 コスメネクスト	(所有) 直接 100.0	役員の派遣 資金の貸付	資金の貸付	250	関係会社 長期貸付 金(1年内 含む)	238
				利息の受取	1	—	—
	株式会社アイス スタイルキャピタル	(所有) 直接 100.0	役員の派遣 施設の賃貸借等 資金の貸付	業務受託収入	8	未収入金	0
				資金の貸付	—	関係会社 長期貸付 金	380
				利息の受取	2	—	—
	株式会社 アイススタイルト レーディング	(所有) 直接 100.0	役員の派遣 資金の貸付	資金の貸付	200	短期貸付 金	200
				利息の受取	1	未収収益	0
	株式会社 オープンエイト	(所有) 直接 20.0	役員の派遣 増資の引受 (注) 3	増資の引受	198	関係会社 株式	210
	関連 会社の 子会社	iSGS1号投資 事業有限責任組 合	—	投資事業組合への出 資 (注) 4	投資事業組合 への出資	200	投資有価 証券

(注) 1 子会社に対する施設等の賃貸借等については、市場価格を参考に双方協議の上、条件を決定しております。資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注) 2 上記の金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 3 株式会社オープンエイトの第三者割当増資を、1株につき215,000円で引き受けたものであります。

(注) 4 iSGS1号 投資事業有限責任組合は当社及び株式会社iSGSインベストメントワークスが組合員となっている投資事業組合であり、組合契約に基づき出資しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	吉松 徹郎	(被所有) 直接 12.50	当社代表取締役	ストックオプション の権利行使	12	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
平成22年9月17日定時株主総会の決議により発行した会社法第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の行使等
あります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 81.60円

(2) 1株当たり当期純利益 9.24円

(注) 当社は、平成27年10月1日付、平成28年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年8月12日

株式会社 アイスタイル
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 恭仁子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイスタイルの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイスタイル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年8月12日

株式会社 アイスタイル
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早稲田 宏 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 恭仁子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイスタイルの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年8月12日

株式会社 アイスタイル 監査役会

常勤監査役 原 陽 年 ㊟
 監 査 役 都 賢 治 ㊟
 監 査 役 中 森 真紀子 ㊟

常勤監査役 原 陽年、監査役 都 賢治及び監査役 中森真紀子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

再任

1. 吉松 徹郎

よしまつ てつろう

生年月日

昭和47年8月13日生

所有する当社株式の数

7,228,932株

■ 略歴、地位、担当

平成8年4月	アンダーセンコンサルティング (現アクセンチュア(株)) 入社	平成26年11月	(株)アイスタイルキャピタル 取締役 (現任)
平成11年7月	当社設立 当社代表取締役社長 (現任)	平成26年12月	(株)アイスタイルトレーディング 代表取締役
平成20年2月	(株)コスメ・コム 取締役 (現任) (株)コスメネクスト 取締役 (現任)	平成27年6月	istyle Global (Hong Kong) Co., Limited 取締役 (現任)
平成24年5月	(株)サイバースター (現株)アイスタイルビューティソリューションズ) 取締役 (現任)	平成27年7月	(株)アイスタイルトレーディング 取締役 (現任)
平成24年5月	istyle Global (Hong Kong) Co., Limited 代表取締役	平成27年7月	(株)アイスタイルキャリア 取締役 (現任)
平成24年8月	istyle Global (Singapore) Pte. Limited 取締役 (現任)	平成27年7月	istyle China Co., Limited 董事 (現任)
平成24年10月	istyle China Co., Limited 董事	平成27年9月	(株)メディア・グローブ 取締役 (現任)
平成24年11月	PT. Creative Visions Indonesia 取締役	平成28年3月	(株)ISパートナーズ 取締役 (現任)
平成25年5月	(株)ノンストレス 社外取締役 (現任)	平成28年6月	UTグループ(株) 社外取締役 (現任)
平成26年9月	istyle China Co., Limited 董事長	平成28年7月	(株)istyle makers設立準備会社 取締役 (現任)

■ 選任の理由

吉松徹郎氏は、平成11年7月に当社を設立し、17年間代表取締役として当社の事業拡大に貢献してまいりました。現在では、「Beauty×ITで世界ナンバーワン」を当社のミッションとして掲げ、強いリーダーシップを発揮し当社グループを牽引しております。かかる実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。

再任

2. 原 芽由美

生年月日
昭和47年8月30日生

所有する当社株式の数
810,466株

■ 略歴、地位、担当

平成7年4月 香栄興業(株)入社
平成9年5月 (株)キスミーコスメチックス
(現(株)伊勢半) 入社
平成11年7月 当社設立 当社代表取締役
平成21年12月 当社取締役 (現任)

平成24年5月 (株)サイバースター (現(株)アイス
スタイルビューティソリューションズ) 代表取締役
平成27年9月 (株)メディア・グローブ 取締役
(現任)
平成28年3月 (株)ISパートナーズ 代表取締役
(現任)

■ 選任の理由

原芽由美氏は、吉松徹郎氏とともに当社を設立して代表取締役に就任し、化粧品のクチコミサイト「@cosme」の立ち上げに尽力いたしました。@cosme 主宰、株式会社サイバースター代表取締役を歴任し、現在は、当社取締役兼CCO(最高コミュニティー責任者)、株式会社ISパートナーズの代表取締役を務めております。かかる実績を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。

再任

3. 菅原 敬

生年月日
昭和44年8月13日生

所有する当社株式の数
374,532株

■ 略歴、地位、担当

平成8年5月 アンダーセンコンサルティング
(現アクセンチュア(株)) 入社
平成12年1月 アーサー・D・リトル (ジャパ
ン) (株) 入社
平成13年9月 当社取締役 (現任)
平成20年2月 (株)コスメ・コム 代表取締役
平成23年4月 (株)コスメ・コム 監査役
平成24年5月 istyle Global (Hong Kong)
Co., Limited 代表取締役
平成24年6月 (株)コスメネクスト 監査役
平成24年8月 istyle Global (Singapore)
Pte. Limited 取締役
平成24年10月 istyle China Co., Limited
監事 (現任)

平成24年11月 PT. Creative Visions
Indonesia 監査役
平成26年11月 (株)アイススタイルキャピタル 代
表取締役 (現任)
平成27年6月 istyle Global (Hong Kong)
Co., Limited 取締役 (現任)
平成27年7月 (株)アイススタイルトレーディング
取締役 (現任)
平成27年9月 istyle Global (Singapore)
Pte. Limited 代表取締役 (現
任)
平成28年6月 (株)ISGSインベストメントワー
クス 取締役 (現任)

■ 選任の理由

菅原敬氏は、平成13年9月より当社取締役に就任して以来、当社グループの拡大に貢献してまいりました。また、平成24年には当社取締役兼CFOとして、当社を株式上場まで導きました。現在は、当社のグローバル事業においても強いリーダーシップを発揮しております。その実績を踏まえ、引き続き取締役候補者いたしました。

再任

4. 佃 慎一郎

つくだ しん いち ろう

生年月日

昭和49年4月1日生

所有する当社株式の数

626,430株

■ 略歴、地位、担当

平成9年7月 アンダーセンコンサルティング
(現アクセンチュア(株)) 入社
平成16年9月 当社取締役 (現任)
平成20年2月 (株)コスメネクスト 代表取締役
平成23年4月 (株)コスメ・コム 代表取締役
平成24年5月 (株)サイバースター (現(株)アイスタイルビューティソリューションズ) 取締役

平成26年7月 (株)アイスタイルビューティソリューションズ 代表取締役
平成27年7月 (株)アイスタイルビューティソリューションズ 取締役 (現任)
平成27年7月 (株)ビービット 取締役 (現任)

■ 選任の理由

佃慎一郎氏は、平成16年9月より当社取締役として就任するとともに、当社グループ各社の代表取締役・取締役を歴任し、幅広い経験・実績を重ねてまいりました。かかる経験・実績は、さらなる事業拡大を目指す当社グループの企業価値向上にとって必要不可欠なものであると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

再任

5. 高松 雄康

たかまつ ゆう こう

生年月日

昭和49年3月5日生

所有する当社株式の数

383,630株

■ 略歴、地位、担当

平成8年4月 (株)博報堂入社
平成17年4月 当社取締役 (現任)
平成24年5月 istyle Global (Hong Kong) Co., Limited 代表取締役
平成24年6月 (株)コスメ・コム 代表取締役
平成24年6月 (株)コスメネクスト 代表取締役
平成24年8月 istyle Global (Singapore) Pte. Limited 代表取締役

平成24年10月 istyle China Co., Limited 董事長
平成24年11月 PT. Creative Visions Indonesia 取締役
平成27年4月 (株)オープンエイト 代表取締役 (現任)
平成27年7月 OPEN 8 Singapore Pte. Ltd. 代表取締役 (現任)

■ 選任の理由

高松雄康氏は、マーケティング分野において豊富な経験を有しており、平成17年4月より当社取締役として長年当社の事業の発展に寄与してまいりました。また当社子会社の代表取締役を歴任し、経営者としての豊富な経験を有しております。当社の事業拡大において適切な役割を今後も期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

再任 社外

6. 那珂通雅

生年月日
昭和39年8月14日生

所有する当社株式の数
932株

■ 略歴、地位、担当

平成元年4月	ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社 入社	平成26年9月	当社 取締役（現任）
平成21年10月	シティグループ証券(株) 取締役	平成26年10月	ストームハーバー証券(株) 取締役会長
平成21年12月	シティグループ証券(株) 取締役副社長	平成26年11月	(株)ジーニー 取締役（現任）
平成22年11月	ストームハーバー証券(株) 代表取締役社長	平成27年7月	プリベント少額短期保険(株) 取締役（現任）
平成26年7月	あすかアセットマネジメント(株) 取締役（現任）	平成28年7月	ボードウォーク・キャピタル(株) 代表取締役（現任）
平成26年7月	(株)eWeLL 取締役（現任）		

■ 選任の理由

那珂通雅氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 各候補者の所有する当社株式の数は、当社役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
- 3 那珂通雅氏は、社外取締役候補者であります。
- 4 那珂通雅氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員であり、同氏が再任された場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。同氏は、当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
- 5 那珂通雅氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
- 6 責任限定契約について
当社は、佃慎一郎、高松雄康及び那珂通雅の3氏との間においてそれぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、3氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

第2号議案

当社従業員並びに当社子会社取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

1. 提案の理由

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して発行する下記内容の新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、及び募集新株予約権について下記に記載のない事項が取締役会決議により定められた場合、当該事項は取締役会の決議をもって変更することができることにつきご承認いただきたいと存じます。なお、本決議によって取締役会に委任する募集事項の決定に係る委任の範囲は、本決議の日から1年以内の日である募集に限るものとし、その募集新株予約権の発行の回数を問わないものとしたたく存じます。

2. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者を募集することを必要とする理由

当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値の増大を図ることを目的として、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して新株予約権を無償で発行するものであります。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個につき目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の数の上限

2,400個を上限とする。なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式240,000株とし、上記（1）により定義する付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の付与株式数に上記新株予約権の数を乗じた数とする。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における

当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が割当日の終値（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使に基づく株式の発行・処分の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日より3年間とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権を引き受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。ただし、取締役会の決議により特に認められた場合は、この限りでない。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

- ③ 新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、すでに行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- a. 行使期間の開始日（以下「起算日」という。）から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1
 - b. 起算日から1年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
 - c. 起算日から2年を経過した日から行使期間の末日まで
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて
- ④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- ⑤ 新株予約権の分割行使はできないものとする。（新株予約権1個を最低行使単位とする。）
- ⑥ その他の条件については、当社取締役会決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。
- (9) 新株予約権の取得条項
- ① 当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。
 - ② 当社は、新株予約権者が上記（8）に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合には、当社が別途定める日をもって、その新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (10) 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の新株予約権の発行及びその条件
- 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。
- ① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
 - ③ 新株予約権を行使することができる期間
上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日の

いずれか遅い日から、上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（６）に準じて決定する。
 - ⑤ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案の
うえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に承継後株式数を乗じた額とする。
 - ⑥ その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
上記（８）及び（９）に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (11) 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) その他
本新株予約権のその他の条件については、新株予約権発行にかかる当社取締役会の決議により決定するものとする。

以上

▶ ご参考 株主優待制度について

株主の皆様のご支援に感謝するとともに、当社の事業内容をより一層ご理解いただく機会を提供すること、また、投資対象としての当社株式の魅力を高め、中長期的に当社株式を保有していただける株主様の増加を図ることを目的として、株主優待制度を導入しております。

優待の対象	毎年6月30日現在で1単元(100株)以上をお持ちの株主様
優待の内容	「@cosme shopping (http://www.cosme.com/)」での商品購入時にご利用可能な 割引券4,800円相当(600円割引券×3枚、1,000円割引券×3枚) 当社運営店舗(※以下参照)での商品購入時にご利用可能な 割引券(10%割引券×3枚)
利用方法	600円割引券 : 3,000円(税抜)以上のご購入につき、1枚利用できるものといたします。 1,000円割引券 : 5,000円(税抜)以上のご購入につき、1枚利用できるものといたします。 10%割引券 : 1回のお買物につき、1枚利用できるものといたします。 ※他のクーポンとの併用、セール時のご利用はできません。
利用期間	毎年9月(贈呈日以後)から翌年6月30日まで
贈呈時期	2016年9月開催の当社定時株主総会終了後の発送を予定しております。

※割引券がご利用できる店舗

店舗名	住所	営業時間
ルミネエスト新宿店	東京都新宿区新宿3-38-1 ルミネエスト新宿店 B2F	平日/11:00~22:00 土日祝/10:30~22:00
上野マルイ店	東京都台東区上野6-15-1 上野マルイ店 B1F	平日/11:00~21:00 日祝/11:00~20:30
渋谷マルイ店	東京都渋谷区神南1-22-6 渋谷マルイ店 5F	平日/11:00~21:00 日祝/11:00~20:30
ルミネ池袋店	東京都豊島区西池袋1-11-1 ルミネ池袋 7F	11:00~21:30
ルミネ有楽町店	東京都千代田区有楽町2-5-1 ルミネ有楽町 7F	平日/11:00~21:30 土日祝/11:00~21:00
TSUTAYA EBISUBASHI店	大阪府大阪市中央区道頓堀1-8-19 TSUTAYA EBISUBASHI 3F	10:00~翌3:00
マルイファミリー溝口店	神奈川県川崎市高津区溝口1-4-1 マルイファミリー溝口 5F	10:30~20:00
in harmony 京都 THE CUBE店	京都府京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901 京都駅ビル B2F	日~木/10:00~20:00 金・土/10:00~21:00
神戸マルイ店	兵庫県神戸市中央区三宮町1-7-2 神戸マルイ 2F	平日/11:00~20:30 日祝/10:30~20:00
TSUTAYA 熊本三年坂店	熊本県熊本市中央区安政町1-2カリーノ下通 蔦屋書店熊本三年坂 2F	10:00~22:00
アットコスメストア ミッケ! グランスタ店	東京都千代田区丸の内1-9-1 JR東日本東京駅構内 B1F	月~土・祝/8:00~22:00 日/8:00~21:00

※2016年8月末時点での店舗情報となります。最新の店舗情報は当社グループサイト (<http://cosmestore.net/shop/>) をご確認ください。

株主総会会場ご案内図

東京ミッドタウン・タワー4階 カンファレンス Room1~3

東京都港区赤坂9-7-2



交通のご案内

- 六本木駅 都営大江戸線 **8番出口** より直結
東京メトロ日比谷線 **4a出口** 側から地下通路を経由し、**8番出口** より直結
- 乃木坂駅 東京メトロ千代田線 **3番出口** より徒歩約3分
- 六本木一丁目駅 東京メトロ南北線 **1番出口** より徒歩約10分

※駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

事業説明会のご案内

本総会終了後、同会場にて当社へのご理解をより深めていただくため事業説明会を開催いたします。
お時間の許す株主様には、株主総会とあわせてご出席くださいますよう、ご案内申し上げます。

UD
FONT

ユニバーサルデザイン
(UD) の考えに基づいた
見やすいデザインの
文字を採用しています。